

# 政治不信は民主主義の危機か (一)

麻野 雅子

## 目次

はじめに

第一章 政治不信とは何か

第一節 政治不信とそれを示す現象

第二節 二つの政治不信

第二章 政治不信の対象とは何か

第一節 政治不信の対象となっている政治

第二節 政治不信の理由と代表制の危機

第三章 政治不信とポピュリズム

第一節 ポピュリズムとは何か

第二節 ポピュリズムと代表制の危機

(以上、本号掲載)

## はじめに

民主主義は理念としては広く受け入れられ正当性を得ているが、実際の民主主義に基づく政治には不平不満、不信が渦巻いている。民主主義は本来「人民による政治」を意味するのであるから、「人民」が不平不満を持つならば、政治の変更を促すための積極的な政治参加を生

むはずである。しかし投票率は下がり、政党に所属する意欲も減退し、政治活動へ参加自体も不活発となってきた。こうした政治不信、政治への忌避が世界規模で確実に広がっていることは、多くの文献からも、多くの調査からも明らかになっている。

ではこの政治不信という現象は、民主主義にとって危機なのであるうか。それとも批判の自由が保障された近代の自由民主主義にとって想定内のことで、むしろ健全な反応なのであろうか。

大規模国家における自由民主主義において、主権者である「人民」は、政治の主体であると同時に、統治の対象でもある。「人民」は、代表者を選び、自らの意思を表明し、政治の方向を決定づける役割と同時に、代表者が行う政治を批判する自由を持っている。政治不信は、ある意味被治者でもある「人民」の健全な反応であり、自らの信条を率直に表現できる自由が保障されていることの表れでもある。実際政治不信が広がる先進諸国において民主主義そのものを否定しようという動きは生じておらず、民主主義体制そのものへの信頼は揺らいでいないかのようである。とはいえ政治不信が、政治への忌避、政治の否定を伴うとするならば、政治不信のありようによっては、「人民による

政治」である民主主義の将来をそう楽観視してはられないのかもしれない。

本論では、現在広がっているとされる政治不信とはいったいどのようなものなのか、それは民主主義の危機につながるものなのかを考えていきたい。

## 第一章 政治不信とは何か

### 第一節 政治不信とそれを示す現象

多くの民主主義国で国民は政治や行政を信頼していないと指摘されている。例えば、「世界価値観調査(二〇〇五―一九年、二〇一〇―一二年)」をみると、政治不信の広がりには以下のような数字となつて表われている。まずは二〇〇五―一九年の調査の結果をみてみよう。政府を信頼するかという質問に対して、ドイツ、フランス、日本、イギリス、アメリカ、韓国の六カ国で、「信頼しない」がそれぞれ、七三・九%、七〇・五%、六四・七%、六三・〇%、五九・四%、五三・八%とすべて、「信頼する」を上回っている。また、国会(議會)に対しては、それぞれの国で「信頼しない」が、七五・二%、六三・二%、七〇・九%、六〇・八%、七五・七%、七四・二%と、「信頼する」を大きく上回り、イギリス以外の国で、政府よりもより強い不信感を持たれていることがわかる。さらに、政党にいたっては、不信感はより大きく、それぞれの国で、八四・三%、八二・七%、七五・二%、七六・九%、八一・九%、

七六・一%が「信頼しない」と答えている<sup>(1)</sup>。また、二〇一〇―一二年の調査は上記の六カ国のうち、ドイツ、日本、アメリカ、韓国についてのみ結果が示されている。ドイツでは三項目すべてにわたって「信頼しない」の数値が減少しているが、他の国では大きな変化は読み取りにくく、「信頼しない」が「信頼する」を上回っていることは確かである<sup>(2)</sup>。このような数字からみても、政治制度全般、とりわけ議会および政党に対する不信は世界規模で広がっているといつてよいだろう。

一九九〇年代以降政治への不信、とりわけ民主主義体制の根幹をなす議会に対する信頼が大きく低下したという点は多くの論者に共有されている<sup>(3)</sup>。そのことが政治参加への意欲を奪っているのではないかと、また政治が混乱し有効な施策が講じられなくなるのではないかと、さらには代議制そのものの崩壊へとつながるのではないかと危惧されてもいる<sup>(4)</sup>。

現代の政治不信に関して有力な分析を加えるコリン・ヘイも、この点、種々のデータを用いながら、現代社会では公式的な政治参加が低調かつ下落傾向にあること、ならびに、「政治への幻滅と白けがますます明らかなる形で根深いものになっている<sup>(5)</sup>」ことを指摘している。ヘイは、現代の政治不信と政治離れについて、以下のように一五にまとめている<sup>(6)</sup>。

一 先進自由民主主義国での投票率は一九六〇年代から長期的な低下傾向にあり、九〇年代から加速している。

二 先進自由民主主義国の中でも、「北欧諸国のような」「調整型

市場経済」での投票率は高く、「アメリカ・イギリス・カナダのような」「自由主義型市場経済」での投票率は低い傾向が認められる。但し両者の間で投票率が収斂する気配はない。

三 有権者の世代コーホートは、有権者の一貫した投票行動を説明する。新たに投票権を得た有権者は上の世代と比較して棄権する傾向がある。

四 教育水準は、投票やその他の政治参加と正の相関を持つが、政治的権威とは負の相関を持つ。

五 政治的シニシズムは、若く、教育水準が高く、経済的に豊かな投票者にみられる（「批判的市民」）。

六 先進自由民主主義国で、政党の党員数は急激な低下を見せており、減少幅は一九六〇年代から大きくなっている。

七 公式的な政治は政治的活動に熱心だった層をもちや動員できず、投票者の増大にも寄与していない。

八 多くの先進自由民主主義国の政党の党員数は、地域・選挙区での選挙運動を成立不可能にするほどに減少している。

九 通常の政治参加に関する指標はどれも低下している。

一〇 これと並行して、政治的表現や抗議活動で政府、政党やその他の公式チャンネルを迂回する、新たな政治参加がみられるようになっていく。

一一 棄権する有権者はこうした新たな政治参加に熱心な傾向があり、棄権を政治的行動の一つと捉える傾向がある。

一二 先進自由民主主義国での政治に対する信頼水準は長期的に

低下しており、それは継続しているばかりか、多くの場合加速している。

一三 民主主義に対する理念的・制度的支持は高いままだが、それが統治形態として本来的に良いものだとする考えはやや減っている。

一四 政治家や政治制度への軽蔑は、一九五〇年代と六〇年代と比べた場合、八〇年代になって上昇しており、その水準は高止まりしたままである。

一五 アメリカとイギリスの意識調査では、有権者の過半数が、政治家は自己の利益を追求し、政府は少数の企業の利益実現に手を貸しており、さらに税金をかなり無駄遣いしていると考えられている。

このヘイの一五の指摘は、三つの観点に分けることができる。

第一は、投票率の低下や政党構成員の減少など、公式的な政治参加が低調あるいは下落している現象を指摘している点である。国ごとに異なるものの投票率の長期的低下傾向が全般的にみられ、とくに若い世代と教育水準の高い層の人々が棄権する傾向がある。この若い世代の棄権率の高さは今後の動向を予測するうえでマイナスの要因といえる。また議会政治を支える政党の党員数の急激な低下がみられ、地域・選挙区での選挙運動を成立不可能にするほどだとされている。それ以外の公式の政治参加も衰退しつつある。

この点日本の国政選挙でみてみよう。一九九六年一〇月の衆議院選

挙ではじめて投票率が五九・六五%と六〇%台を切ることとなり、その後二〇〇九年七月の政権交代を生んだ選挙において六九・二八%まで回復したが、次の二〇一二年一月に行われた衆議院選挙で、小選挙区が五九・三三%、比例代表が五九・三一%と、前回よりも約一〇%も下回った。さらに、今回の二〇一四年一月の衆議院選挙では、五二%台まで下がり、衆院選での戦後最低記録を大きく更新したことに表れている。

第二は、公式的な政治参加を回避あるいは忌避する人たちが、政府、政党やその他の公式チャンネルを迂回する、新しい形態の政治参加を模索しているという点である。棄権する有権者がかえってこの新たな政治参加に熱心で、棄権を政治的抗議行動の一つと捉える傾向があるという。こうした新たな政治参加は、むしろ広い意味での政治への期待や信頼を表現するものとも捉えられるが、公式チャンネルを迂回しているという意味では政治不信の表れとも捉えることができる。例えば、日本でみられた原子力発電所の再稼働をめぐる首相官邸前で繰り返されるデモや、アメリカで二〇一一年七月から約二ヶ月にわたって大規模な抗議行動を展開した「ウォール街を占拠せよ」といった運動などは、こうした新たな政治参加の具体例といえよう。もちろんこうした動きを民主主義という観点から高く評価すべきものとする見方も多い<sup>(7)</sup>。

第三は、政治に対する信頼水準は低下している、しかもその水準低下は継続しているばかりか多くの場合加速している、という結論部分である。こうした政治に対する信頼低下について、一三から一五で具

体的に三つの点を挙げている。これらは、理念的に民主主義を評価しつつも、その理念に疑いを持ち始めており、また現実の民主政治に関わる人や制度への道徳的な信頼感が失われ不信感が高まっていることを示唆している。

現実の政治に関わる人や制度に対する不信や嫌悪の感情の増加は、日本でも日々実感されるところである。内閣府が実施した世論調査でも、国の政策に国民の考えや意見がどの程度反映されていると思うかという問いに対して、「反映されている」とする者の割合が三〇・七%（「かなり反映されている」一・六%＋「ある程度反映されている」二九・〇%）、「反映されていない」とする者の割合が六六・四%（「あまり反映されていない」五二・九%＋「ほとんど反映されていない」一三・六%）となっており、「反映されている」とする者は、「反映されていない」とする者の半分に満たない<sup>(8)</sup>。

本論では以上のような三つの点を含んだ現象として政治不信を理解する。ただ、第二の点については、これを政治不信の表れと捉えるよりは、直接民主主義的な動きであり、むしろ政治への参加意欲の証として積極的に評価すべきとも考えられる。また第三の点について、とくどきの政治や政府、具体的な政党や政治家には不信感が示されているにしても、代表制民主主義への根本的な不信は示されていないのではないかと考えられる。この点について考えてみたい。

## 第二節 二つの政治不信

第一節では、種々の調査や研究の結果、議会や政党、政治家といっ

た政治を担う人や制度に対する信頼度が低下し、人々が投票や政党活動といった従来の政治参加から撤退する傾向にあり、政治不信という現象が広くみられることを確認した。とはいえ、こうした政治不信は、民主主義の理念やそれに基づく政治体制そのものに対する不信につながっているだろうか。まずは日本の事例を取り上げながら考えていこう。

政治不信やポピュリズム研究に精力的に取り組む吉田徹は、こうした「代議制民主主義を支える主な組織や主体が不信の目で見られているから、民主主義もまた危機に晒されているとみるのは早計である」とする。本論でも取り上げた世界価値観調査をみても、一九九〇年代以降、日本人の九割が民主主義はよい政治制度だと考えており、体制としての民主主義が嫌われているわけではない。むしろ「民主主義が期待に添ったほどの働きをしていないことに対する不満から、政府や議会への不信が出てきているとみるべき」<sup>⑨</sup>だというのである。

また、日本の政治不信に関して実証研究を行っている善教将大もこの点を強調する。善教は、政治への信頼を、「特定の政治的対象に向けられる支持と、広く一般に向けられる支持」に区別して、前者を「認知的な態度」、後者を「感情的な態度」と位置づける。そのうえで、確かに一九九〇年代日本で認知的な政治への信頼は急激に低下しているが、感情的な信頼は、一九七〇年代から二〇〇〇年代に至るまで大きく変化していない。具体的にみても、政党と国会への信頼については一九七〇年代以降徐々に低下しているものの、選挙制度への信頼は今日においてもなお高い水準を示している。以上より、日本の「代議制

の政治的正当性は担保されているといつてよい」とする<sup>⑩</sup>。

ヘイの二三の指摘にもあるように、この傾向は日本のみならず、多くの国々で共有されている。つまり、自国の政府や政治家、議会や政党に対しては信頼していない人々が多いにもかかわらず、民主主義に対する理念的・制度的支持は高いままだといっているのである。

では、こうした自国の政府や政治家、議会や政党など特定の政治的対象への不信は、民主主義にとつてどのような意味合いを持つであろうか。

この点、善教は、「日本の有権者は、代議制という政治システムを維持するために必要な信頼という資源を与えながら、日々の政治を改良する資源としての認知的な不信を表明し続けている」と述べている。つまり、民主主義制度それ自体には信頼が必要であるが、具体的な政治制度や政党および政治家の行為について不信を表明することもまた民衆によるコントロールという意味では必要なものだとするのである。また吉田も、政党や政治家、国会などの統治者に対する不信感を、「垂直的政治不信」と呼んで、「この「垂直的政治不信」が本当に忌むべきものであるかどうかについては論争の余地があるだろう。政治家を簡単に信じないことはよいことだ、との議論もあり得るからだ」と指摘している。

この点について重要なのは、ピッパ・ノリスの「批判的市民(critical citizens)」をめぐる議論である<sup>⑪</sup>。ノリスのいう「批判的市民」とは、自分たちの親や祖父よりも政治についての知識を有しながら、あえて政治と距離を保つ人々、「民主主義を政治の理想的な形態であると高

く評価してはいるが、自分たちの国で民主主義が実際にどう機能しているのかについては深く懐疑的な人々<sup>84</sup>のことである。ノリス自身は、こうした人々は民主主義自体の価値に対する信頼は失っておらず、提供されている実際の政治への不満や不信を示しているだけだとする。それゆえ、政治不信や批判の高まりが、民主主義そのものへの嫌悪や放棄につながるとは考えていない。教育水準が高く批判精神の旺盛な人々は、従来と異なる政治参加の形態を好み、また伝統的な政党には魅力を感じていないだけである。その意味で、これは政治状況の変化に対する市民の健全な反応と解釈できる。この「批判的市民」の概念は、ヘイの五の指摘にも登場するものでもある。

確かに、政党への不信を表明し、選挙を棄権しても、別の方法で政治に参加し、意見を表明することは可能であり、また広く民主主義という観点からは容認、ときには称賛される事柄であるだろう。しかしそれらの行動は、現在の政治システムあるいは政治エリートへの批判や不信を前提としており、現代の政治不信を表す現象とも理解できるのである。

しかも現状の政治に不信を持つ市民がすべて「批判的市民」というわけではない。政治不信を持つ人々のうち、あえて公式の政治参加とは異なる方法により政治的な異議申し立てをする人々が多数というわけではない。むしろ政治そのものから距離を置こうとする態度に至る可能性が高い。確かに、現実の政治に対する不信が民主主義そのものへの不信と直結するわけではないにしても、長期的な視点でみれば、理念そのものへと不信が拡大する可能性も十分に考えられる。ヘイは

この点、各種意識調査で「政治や政治家、政治制度に対してかつてないほどの軽蔑感が募っていることは明らかに」おり、そのことは、「政治と距離をとっている有権者という、健全な現実主義的意識が發展している」というだけではすまされない「深刻で無視できない状況」に至っているのではないかと指摘している<sup>85</sup>。善教もまた、感情的信頼と具体的な政治不信の表明とが代議制という政治システムの維持と発展を可能にする<sup>86</sup>と評価しつつも、「この主張は、日本の代議制が危機的状况に陥っていないことを主張するものでもない」と注意を促す。確かに認知的な信頼の低下に伴う問題は代議制民主主義の危機だといふほどには顕在化していないが、それは日本の少子高齢化という事情により、感情的な政治の信頼が低い、個人主義化された若い世代の政治への影響が緩やかなものとなっているからである。逆にいえば、今後この問題が顕在化し、「政府に対して協力せず、また、入力も行わない有権者が多数を占めるなかで、日本の政治システムはさらなる機能不全に陥る」可能性もあるのである<sup>87</sup>。

以上のように、一般的な民主主義に対する不信と具体的な民主主義に基づく政治に対する不信とは区別可能であり、また区別して考えていくべきものである。とはいえ、具体的な民主政治に対する不信は、民主主義そのものに対する不信へと深化していく可能性は十分に考えられる。その深化の可能性がどの程度かを考えていくには、現在広がっている具体的な政治不信がどのようなものなのか、とりわけどういう政治を対象としているものなのかを明らかにする必要がある。どういう対象に対して、どういう根拠で、政治不信が生じているかを明

らかにすれば、その政治不信が民主主義と共存可能なものであるかどうか、あるいは一般的な政治不信へと深化していくのかどうか、検討することができるであろう。まずは政治不信の対象である政治とは何かを考察し、さらになぜ不信の対象になったのかその背景を探ってみたい。

## 第二章 政治不信の対象とは何か

### 第一節 政治不信の対象となっている政治

不信の対象となっている政治は、端的にいうと自由主義と結びついた代表制民主主義、議会制民主主義であり、第二次世界大戦後に西側諸国のモデルとなった体制である。この代表制民主主義においては、自由で平等な選挙に基づいて政治指導者が選出される制度が必須とされており、代表者の選出という手続きに重点が置かれている<sup>88</sup>。そうした選出手続きが自由であるためには、思想信条の自由、表現の自由、結社の自由といった権利保障が、平等であるためには、全成人に対する選挙権と被選挙権の付与、権力から自由な情報源による多様な情報提供、政治的結社の平等な支持獲得競争が不可欠となる。

民主主義は、構成メンバーが平等にその集団の決定に参加することを意味するが、決定方法に関しては、直接参加や全員一致、真なる「人民の意思」の実現を重んじる考え方もある。しかしこの民主主義は、代議制を採用し、その代表者選出の方法が民主主義的であることを重

視する。ここでいう民主主義的とは、構成メンバーにより代表者が選ばれていること、しかもそれが形式的にはなく、実質的に選ばれていることを意味する。つまり、選ばれようとする人々が、選ぶ側の人々の支持を獲得するために自由で平等な競争を繰り返し、そのなかで、選ぶ側の人々は、多様な情報を得て、誰に投票するかを自由に判断するのである。シュンペーターの表現を借りれば、「民主主義的方法とは、政治決定に到達するために、個人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定力を得るような制度的装置<sup>89</sup>」なのである。

この民主主義は、シュンペーターがそうであるように、市場における競争的な経済活動との類似において選挙過程を捉えている。選挙における自由競争が展開されるためには、政治を担おうとするエリートないしはその集団が数多く存在し、またそれらが政策決定権をめぐって激しく競いあう「多元主義(ブルーリズム)」が当該社会において実現していることが前提となる。

こうした体制を、戦後のアメリカ政治学のリーダーであったロバート・ダールは「ポリアリーキー」としてモデル化した。ダールにとって民主主義的であるということは、「市民の要求に対し、政府が政治的に公平に、つねに責任を持つて答えること<sup>90</sup>」である。そのためには、八つの制度的条件が公に整備され、利用され、保障されていなければならない。八つの条件とは、①組織を形成し、参加する自由、②表現の自由、③投票の権利、④公職への被選出権、⑤政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利、⑥多様な情報源、⑦自由かつ公正な選挙、

⑧政府の政策を投票あるいはその他の要求の表現に基づくかせる諸制度である。こうした制度整備がなされることで、公然たる反対や異議申し立てが可能になり、政治的競争も活発なものとなる。と同時に、より広範な市民の平等な参加が期待できる。そうした自由化（公的異議申し立て）の度合いと包括性（参加）の度合いが高まり民主化が実現された体制が「ポリアーキー」である。

ダールが、民主主義体制に必要な八つの条件のうち、第一の条件を「組織を形成し、参加する自由」であるとしたのは、大規模な国家で民主主義を実現するためには、広範な市民の意見をまとめ政治的に有効な力へと結実させていくことが必要で、そのためには、政党や組合などの結社を作ることが不可欠であることに注意を促したかったからである。つまり、民主主義国家となるためには、「法律を制定し、政府の施策と活動に対して立法による全般的な統制を行う権限を持つ代表者を選ぶ選挙」と「そうした選挙が、十分な頻度と、平等で自由な投票権の行使によって行われること」に加えて、「市民が自分の意見を表明する権利を適切に保護し、市民が他の人々と連帯して政治生活を実際に参加していききたいと望んだときに必要な、政党、利益団体、その他の結社を作る権利を保護する制度」が必要不可欠なのである。この結社の自由を保障する制度が、「多元主義」あるいは「組織多元主義」「結社多元主義」といわれるもので、ダールが代表制民主主義の根幹をなすと考えたものである。アメリカではマディソン流の「党派」批判が力を持っていたが、ダールは、現代の民主主義にとって、結社、とりわけ大衆に基礎を置く政党とその競争の重要性を主張した。多義

的であった「デモクラシー」という言葉ではなく（複数性）を連想させる「ポリアーキー」という言葉を用いて自らの民主政の理想を描き出したのはそのためである。

実際、政党をはじめとする結社の自由競争とそれに基づく公職者の選出の方法を採る民主主義国のなかには、アメリカやイギリスにみられるような多数の集団の自由競争という形態を採る国ばかりではない。より高度に組織化された少数の集団が政治過程を支配するネオ・コーポラティズムという形態を採る国もあった。例えば、オーストリアでは、国民党と社会党の二大政党が大きな権力を握り、この二大政党といずれかとの関係のある団体が、協調を図り、政策を実現していた。このネオ・コーポラティズムを、ダールのいう「多元主義」と対立するものとして捉える考え方もあるが、ダール自身は「どちらも多元主義の一形態」とみなしている。いずれの形態を採るにしても、戦後の代表制民主主義では、人々が政党をはじめ何らかの結社を通して政治に参加することが重視されているのである。

## 第二節 政治不信の理由と代表制の危機

政党をはじめ結社を通じての政治参加を重視する代議制民主主義には、利益分配と信頼確保というメリットが存在した。

まず、戦後多くの民主主義国家は経済成長を実現し、国民に対して利益分配を行うことが可能であった。国民としての一般の利益に加え、特定の集団に所属することにより利益を獲得することが可能となるため、人々にとって、政党をはじめ各種の結社や利益集団に所属す

ることには魅力があった。とりわけ、ネオ・コーポラティズムとみなされる国々では、特定の政党に所属する者のみが優遇的に利益を受けることができた。<sup>24</sup>

また戦後の代表制民主主義は、政党をはじめとする結社を媒介とすることで、その政治体制に対する信頼を確保してきた。ここからは小川晃一の議論に依拠していこう。少し長くなるが引用しよう。

代表される者は自分の期待や意向や価値観を具体的に示してオーソライズするわけではなく、また代表者は代表される人々の期待や意向や価値観を個々具体的に知ってオーソライゼーションをうけるわけではない。代表者は自ら、代表される人々の期待や意向や価値観に添うと判断したところに従って行動する。にもかかわらず、このオーソライゼーションにおいて、代表される人々は、代表者が代表される自分たちの名で将来なす一連の行動をその結果とともに自分のものとする(帰属)を約束する。代表者の一連の行動の中には意に添わないものもあるに違いない。その場合にもその行為の結果ともどもうけいれるのである。オーソライズするに当り、代表される人々はそのように覚悟せねばならないのであり、その覚悟がなければ代表は成立しない。ところで代表される人々がどのように覚悟しうるためには、一定の裏付けや支えがなければなるまい。それは何よりも、代表者が代表される者の期待や意向や価値観を正しく捉え、一連の行動によってそれらを実現してくれるだろうという代表者に対する信頼であり、

この意味で信頼可能性であろう。<sup>25</sup>

こうした代表者に対する信頼を考える場合、代表者個人に対して、直接信頼する必要はない。というのも、政治家個人の見識や人柄をよく確かめる機会を持つわけではないし、それを確かめようとするれば大きな労力を必要とするからである。「現代、代表者はまずもって政党の中で政党に依存して行動し、政党を介さずに政治的代表的行動を考えることはできないがゆえに、代表者の信頼は政党を媒介とするものとなる。そもそも政党は持続的なもので、多かれ少なかれその歴史を持ち、また大部分の政党は多かれ少なかれ公開性を持っているから、外部の人々にとっても、その業績や内部事情がかなりよくわかり、それを評価しやすい。また、政党では多くの場合代表者と代表される人々の間で文化(下位文化)が共有されている。カトリック政党や日本の公明党では宗教的価値観、労働者政党や社会主義政党では階級文化(あるいはイデオロギー)、伝統的保守主義政党では組織を超えた共同体の伝統文化が共有されている。「こうした文化の共通性やこの共通性に基づく一体感があるところでは、代表される人々の欲求や意向や期待や価値観は彼らによって明示されなくても、代表者はそれを『本能的』に心得ているものであり、人々はこれに依存して代表者を信頼し支持することができる」というわけである。<sup>26</sup>

このように、戦後の代表制民主主義においては、政党をはじめとする結社が、その文化的共通性や歴史的蓄積などを通じて、代表者に対する信頼を確保することに大きな役割を果たしてきた。つまり、政党

は、代表される人々が代表者の行為を自らのものとして受け入れられるための「裏付け、支え」を提供してきたのである。

しかし現在では、多くの民主主義国で政党への信頼は急速に減少し、どこかの政党を自分の意見を代表してくれる政党として支持するという態度も薄れ、無党派層と呼ばれる人たちが増えてきている。そうしたなかで、政党を通じて代表者に対して信頼を確保するは困難になっているといわざるをえない。

この点小川は、結社における文化の共通性が弱まり、それゆえ結社の統一性も弱まっていくならば、「それだけ政治的代表者はむき出しのものとなり、それは利益の要素や代表者の個人的資質の要素に依存する外はないことになる」という。利益の共通性や個人的資質がこれに応えられなければ、代表の機能は弱まり、代表者は、「専制的になるか、あるいは代理人になってしまう」というのである。

専制的になるとき、それはもはや民主主義が想定する代表者と呼ぶことはできず、代議制の根幹を揺るがす危機となる。だとすれば、代表者に対する信頼を担保する政党の弱体化のなかで、代表制の危機を回避しようとすれば、代表者は、代表される人々の意思や利害を正確に代弁する「代理人」になるほかない。しかしそれは可能であろうか。そもそも代表とは、代表者が、代表される人々の利益や期待、意向や欲求、価値観などを表明しその実現を図ることにある。代表を、英語で記すと representation となるように、それは単なる表明 (presentation) ではなく、「再 (re)」表明でなければならぬ。つまり、代表とは、代表という表明行為の前に存在しているはずの、代表され

る人々の利益や期待、意向や欲求、価値観など、まとめていえばその意思（「民意」）を、改めて表明し人々に現前させる行為なのである。であるとすれば、代表者が、代表される者たちの意思を忠実に「再」表明しその実現を図るとき、代表者は代表される人々の「代理人」となることができる。

しかしこうしたことは事実上不可能である。佐々木孝明も指摘するように、「留意すべき点は、実現されるべき代表される者たちの意思や民意が具体的にどのようなものであるかについて、事前に明白な合意があるわけではない、ということである。代表制とは、いったい何が民意か明確な合意がなされていない段階で、個々の代表する者が『これこそが民意である』『自分は民意がどこにあるか知っている』というものを、政策や法律や予算案という形で提示し、それらの間で議論・討論しあい、より多くの賛同・支持を得たものを暫定的に民意であるとしよう（みなそう）ということなのである」。つまり「民意そのものが代表制を通じて事後的に発見される」のである。

このように、代表される人々の意思つまり「民意」は、事前に存在すると想定されているものの、実際には事後的に「発見」される。つまり代表のされることではじめて「民意」は明らかになるのである。具体化・明示化されていない漠然とした人々の意向を特定し、「民意」として改めて人々の前に示すことが代表の「再」現前化の過程であり、この過程において何が「民意」とするかを決めるのは代表者の側である。そのため代表者は、すでに明確になっている「民意」を単に代弁するだけの「代理」とはなりえず、むしろ逆に、はっきりと目に見え

ていない「民意」を目に見える、わかりやすい形で示すという創造的役割を担う自律的存在なのである。

とはいえ、必ずしも代表者の提示する「民意」がすべて、代表される人々に受け入れられ、理解や共感を示されるとは限らない。代表される者たちがそれは自分たちの意思とは異なるとして、違和感を表明することもある。ただそうした齟齬を生じた場合でも、代表者は、説明によって理解を得るか、理解されなくても許容されることができれば、自らが代表であることの正当性を疑われることなく事態の収束を図ることができる。そうした理解や許容を可能にするのが、代表される人々が抱く代表者に対する信頼である。

今日、文化的共通性や歴史的蓄積を伴う政党を通じて代表者への信頼を確保することができなくなったなかで、代表者たちの「民意」解釈者としての創造性や自律性に関する許容度もまた急速に低下しつつある。<sup>28)</sup> 代表される人々は代表者の判断をおおらかに尊重し理解を示すという態度を示さなくなった。とはいえ、すでに確認したように、代表者が代表される人々の忠実な「代理人」になることもまた不可能である。代表という行為において代表者の創造性や自律性は不可避であり、そのために代表者に対する信頼もまた必要不可欠になる。

代表行為を成立させていくための信頼をどう確保していくのか。本論では、こうした信頼確保が困難な時代に、その代替的な代表方法として「ポピュリズム」が浮上してきているのではないかと考えている。「ポピュリズム」とは、どのような形で信頼を獲得しようとしているのか。まずはそれを確認し、そのうえで現代の政治不信との関係を考察

していこう。

### 第三章 政治不信とポピュリズム

#### 第一節 ポピュリズムとは何か

ポピュリズムとは、一九世紀末のアメリカにおける人民党の運動をはじめ、さまざまな場所や時代に繰り返し生じてきた政治現象<sup>29)</sup>を捉えた、多義的に用いられている概念である。近年このポピュリズムは、確立された権力構造と社会の支配的価値とを敵に回して、「人民・民衆 (The People)」へ支持を求める運動と理解されている。<sup>30)</sup> この「人民・民衆」とは、階級を横断する非エリート<sup>31)</sup>の「普通の人々」を指し、これまでの体制からは何らかの点で排除され不当な扱いを受けてきたと自覚する人々である。そうした「普通の人々」の支持を広範に獲得するために、ポピュリスト型指導者は、「人民・民衆」がもつ既存のエリートや権力構造、利益分配システムや価値体系への不満に訴える。時代や場所に応じてその不満のありようはさまざまであり、それゆえ、ポピュリストの政治手法は、さまざまなイデオロギーと結びつくことが可能となる。<sup>32)</sup>

もちろん「人民・民衆」の不満に応答すること、その欲求の充足を目指す「人民のための政治」をすることは、民主主義を構成する主要な要素である。しかしポピュリズムが特別な呼び方をされるのは、ときに、現代の自由民主主義の実現のために必要なさまざまな要素、つ

まり多元主義や人権尊重、立憲主義や自由主義を軽視ないしは捨象して、「人民のための政治」の実現、つまりは「人民支配」の側面を全面的に押し出すからである。<sup>83</sup> 人民の意思を実現するために、それを阻む特定の人々や組織、制度などを容赦なく攻撃するに至ったとき、その手法は横暴なものと呼び、「大衆迎合主義」として批判されることもある。

このポピュリズムという政治手法が注目されるに至ったのは、一九八〇年代「ネオ・リベラル型ポピュリズム」が登場したことによる。

これは、小さな政府や民営化、市場原理主義といった自由主義的経済政策を主張すると同時に、政府に守られている特権層を糾弾することで、既存の政治の枠組みでは軽んじられてきた「普通の人々」の利益を実現すると主張して、広く「普通の人々」の支持を獲得した政治運動である。具体的にはサッチャーやレーガンがその担い手とされる。<sup>84</sup>

特権層を糾弾するポピュリズムの政治手法は、自由主義的な政治風土のイギリスやアメリカだけでなく、ネオ・コーポラティズム体制のオーストリアでもみられた。自由党のハイデンは、大連立を組む二大政党ならびにそれらと結びついた既得権者を批判し、一般民衆への支持を広げた。ハイデンのポピュリズムにおいては、「コーポラティズムの鍵をなしてきた集産主義経済とその共犯者たる公務員」に対して仮借なき攻撃を加えるとともに、福祉を食い物にする存在として移民や庇護民を槍玉にあげた。<sup>85</sup> こうした移民排斥を訴えるポピュリズムは、「ナショナル・ポピュリズム」と呼ばれる。「ナショナル・ポピュリズム」とは、「国民共同体の純潔性を追求するナショナルリズムと結合

したポピュリズム」<sup>86</sup>であり、「生粹の国民にのみ政治的、経済的かつ社会的な権利を排他的に与える政策を推進すべきであるという主張」を展開する。担い手は、極右政党もしくは団体である。

その後、新自由主義やナショナルリズムの立場に固執することのない指導者にも、この政治手法は広がりを見せ、東アジアでも、タイのタクシン、韓国の金大中や盧武鉉、フィリピンのエストラダなどのポピュリズム型指導者が登場した。日本では、小泉純一郎を最も有力なポピュリズム型指導者として捉えられることが多い。

このような多様なイデオロギーを展開する指導者たちをポピュリズムとして一括りにするのは、共通した政治手法を持つことによる。

その手法の第一の特徴は、「人民・民衆」に直接訴えかけて支持を得ることにある。大嶽秀夫が述べるように、「今日の政治学では、ポピュリズムはトップ・リーダーないしその候補者の政治戦略、すなわち政党や議会を迂回して、有権者に直接訴えかける政治手法 *going public* の意味で主として使われて」おり、「政党への依存から世論への依存へ」という転換がみられる。この政党や議会の迂回という点について、山口二郎は「民主政治、とくに近代の間接民主制、代表民主制につきものである、代表者、議員、政党、あるいは議会といった媒介項を除く去することによって、ストレートに人々の、市民の欲求、欲望を政治の場に伝達できるという神話というか、理想というか、それがポピュリズムにはある」と述べている。

政党などの媒介項に対する依存からの脱却を図るポピュリズム型指導者が自分の主張をストレートに人民に届けるために利用するのが敵

の演出である。現在のポピュリズムにおいては、戦後確立された政治体制のなかで「不当に」既得権益を食う人たちが敵とされる。指導者は、敵を成敗する「庶民の味方」として、マス・メディアを通じて派手なパフォーマンスを行い、既存の政党から心の離れた人々や現体制で自らの利害が代表されていないと感じている人々の心をつかむ。また敵を道徳的に批判することで、政治に道徳を持ち込む。「善良な庶民」の道徳感情に訴えかける「勸善懲悪」の政治を行うのである。ただし、この道徳的批判は、多くの場合敵にのみ向けられたもので、民主主義の理念そのものに向けられたものではない。政党ではなく個人が前面に出る政治が展開されるものの、政党制や議会制そのものを攻撃するわけではない。

この「敵作り」という点に加えて、吉田徹は、「企業の発想」と「物語」をポピュリズム型指導者の手法として指摘している<sup>40</sup>。具体的には、イタリヤのベルスコニとフランスのサルコジを例としながら、ポピュリズム型指導者の特徴の一つを、人々の意向（「民意」）に敏感であること、世論や政策を理念で導くのではなく、むしろ世論が重視していることをマーケティングによってあらかじめ特定し、自らの公約や政策を作り上げることにもっている（「企業の発想」）。こうした発想に基づくため、自らの政策理念に固執することなく、必要に応じて巧みに変えることで、極右から中道左派までの政党支持を集約、対立関係にある政治家も迎え入れることができる。ポピュリズム型指導者が提示するのは、人々を包摂するようなストーリーや夢であり、「物語」である。「物語」が人々に受け入れられる条件として、それらを語るにふ

さわしい資質を持った、魅力ある個人であることが求められる。

こうしたポピュリズムによる政治は、戦後広がった利益政治と対比されるものである。もちろん、現在でも政党をはじめ種々の結社を通じて利害調整と利益分配を行う政治が放棄されたわけではないが、ポピュリズム型指導者は、新たに、道徳的批判を含んだ「物語」を提示することで人民の支持を直接得る手法を政治に持ち込む。そうした政治が歓迎されるのは、人々の多くが、組織化されない大衆となり、自分の利害を代表してくれると感じる政党を持ちえず、それゆえに議会を中心とする代表制民主主義において政治的に自分自身が代表されていないと感じているからである。また、自分たちが利益分配のシステムに入れないがゆえに、明確に既得利益を得ている層への嫌悪を共有しているからでもある。日本でも、自民党や既得権者を批判した小泉純一郎のメッセージに共感を持った人々が多かったが、その背景には、これまでの政治から利益を得てきた既得権者への憤りと苛立ち、戦後の代議制民主主義政治への不信がある<sup>41</sup>。

## 第二節 ポピュリズムと代表制の危機

このように、ポピュリズムは、戦後の議会制民主主義と利益政治に對する不信から生じた新しいリーダーシップの形態、政治手法とみることができ。すでに述べたように、代表者は、人民の意思や利害、「民意」が何であるかを示すという行為において創造的役割を果たさなければならぬ。その創造的行為とその結果が代表される人々に受け入れられるためには、信頼が必要である。その信頼を政党という組

織を通じて確保することができなくなった時代に、代表者個人がマス・メディアを通じて「民意」に呼応した「物語」を提示することで信頼を得ていく試みがポピュリズムなのである。

確かに現代は政党や議会に中心を置いた代表制の危機の時代である。また既得権益を生む利益政治への批判が高まり、政党の代表機能が弱体化し、無党派層が増加している時代でもある。そのような時代にあつて、代表機能をどう強化するか、誰がどういう方法で「民意」を代表するのが適切なのかについて再考する必要性に迫られていることは確かである。

この点、早川誠は、小泉純一郎と橋下徹を例に挙げつつ、強いリーダーシップを発揮して有権者から支持を得ることに成功する公選型選制について検討している。こうした制度を導入すれば、「議会制への不信感が非常に強い」現在、「派閥や政治腐敗に汚されていないリーダー」「公選首相」が一貫した政策を提示してくれることで、信頼性の高い代表者を媒介とした政治参加を実現することができる。また「リーダーと一体となつて議会も、派閥間の抗争や合従連衡による有権者無視の政治を脱し、国家全体の利益を考える国民代表型の議会へと脱皮する」。つまり、「派閥に浸食された議会制民主主義が浄化され、本来の代表制民主主義の機能が取り戻される道筋が開けるのである」<sup>42</sup>と。もちろん、これはうまくいけばということであり、公選型リーダーが常にこうした役割を果たすとは限らない。専制的なリーダーシップに墮する危険性も十分にある。ただ現在代表制に困難を抱えているこ

とを踏まえれば、「民意」をつかむことのできた代表者による変革の可能性について積極的に検討すべきである。早川はこの点に関して以下のように述べる。

そもそも民意の代表のさせ方は一通りではない。議会制民主主義だけが代表制民主主義ではなく、公選型リーダーもまた代表制民主主義の一類型なのだとすれば、あとはふたつの代表制のうち、どちらがより適切かという実質的判断の問題になる。その場合に、議会制への不信感が強ければ、相対的に公選型リーダーへの期待が高まる。<sup>43</sup>

公選型リーダーが「民意」を代表する際に重要なのが、その政治体にとって「意味のある物語」を作り上げ提示することである。<sup>44</sup>もしリーダーが広く国民に説得力のある「物語」を提示することができるならば、それは、利益分配に代わる、有効な支持獲得の手段となる。現代は利益分配の仕組みの崩壊および利益自体の枯渇ゆえに、従来通りの政治を行うことができない。利益のバラマキ政治は不可能なのである。それどころか日本の場合は、財政悪化と少子高齢化を背景に時代は「不利益」をどう配分するかが政治課題となっている。<sup>45</sup>そうしたとき、指導者がどう語りかけるのか、どういう「物語」を提示できるのかが重要になる。<sup>46</sup>

このときの「物語」は、直接的・個別的な利益の実現を目指すものではなく、それを超えた共通の何か、共通の利益や大義、理念や政策、

価値観を提示し、それらの実現を目指すものでなければならぬ。ポピュリズム型指導者は「普通の人々」にとつての敵を想定しその排除を約束することで、あるいはその敵への攻撃を正当化する道徳的大義を主張することで、この共通性を確保する。この点、森政稔は、以下のように指摘している。

現在のポピュリズムは、かならずしも支持者の利益におもねるわけではなく、むしろ犠牲を要求するなどの高慢ともいえる主張をして、支持を得るのに成功している。ポピュリズムは、支持者の利益ではなく、その利益と相反することもありうる欲望に寄り添うのである。その欲望とは、シニカルなぶち壊す快感であつたり、逆に道徳主義（モラリズム）であつたり、奇妙なことにそのどちらでもあつたりする。<sup>46)</sup>

人々が政治に求めるものは、必ずしも直接的な利益であるとは限らない。政治とは劇的なものでもある。人々は、政治において、自分たちの何かが表現されていること、代表されていることをみようとするが、その何かは、ある種の欲望でも、道徳的感情でも、漠然と抱く不満でもよい。その表現されているものが、自分たちの今を的確に表していることが重要なのである。

ただし留意すべきは、果たしてこういう手法がどれほど有効かという点である。代表者が、複雑で曖昧な「民意」を、国民の今を、的確に表現するのは、卓越した個人的能力が必要であらう。また、早川

も述べているように、「物語」においてある種の「民意」が巧みに表現されたとしても、代表されない「民意」は残る。「民意の表現方法が巧みであるということは、民意のすべてを代表できるということではなく、代表されない民意の重要性を低くみせることができたというだけにすぎない」。「物語」が包摂する「民意」は常に限定的なのである。ポピュリズム型指導者の人気は熱しやすく冷めやすいものであり、その政治が長期間安定することは困難だとされるのも、こうした「物語」の限界性があるからであらう。

もちろん、利益政治においてもすべての人々に利益が分配されるわけではなく、分配されない人々や政治的に分配の対象とならない利益が数多く存在することは、同じである。その意味で、利益分配の対象外だと感じた「普通の人々」が議会や政党に対して抱いた不安全感は、限定した「民意」しか表現しないポピュリズム型指導者に対しても、同様に向けられることもありうるだろう。

「物語」は、ある程度単純明快でなければ説得力を持たず、説得的な「物語」になればなるほど、取り上げられない「民意」は多くなる。さらに「物語」を超えて政治そのものが単純化される危険性もある。ジェリー・ストーカーは、「ポピュリズムが政治の複雑さを見落としている」点を批判している。「ポピュリズムでは、強い個性の強力なリーダーシップが民主政治の運用に付きまとうすべての問題やややこしい制度の縛りを一掃できると考えている」。そもそもポピュリズムは「人民が世界をより良く変えることができる」という、民主主義にとつて中心的な理念を表現することもありうる」もので一概に否定することは

できないが、反面、見返りの大きな政治を期待しすぎて、政治過程や見通しについて単純な見方に陥ったり、他の人々の正当なものへの考え方に対して攻撃的なまでに不寛容になったりすることもある。<sup>50</sup> こうしたポピュリズムの危険性に対して無自覚のまま、安易にポピュリズム型指導者を支持するとき、近代民主主義が獲得してきた自由や権利、それを保障するための手続きや制度を手放すことにもなりかねない。

とはいえ、議会制に基づく代表制民主主義への不信が高まるなか、こうしたポピュリズム型指導者をはじめ政治家個人への期待は決して消えることはないであろう。実際さまざまなイデオロギーと結びついたポピュリズム型政治家が多くの国々で登場してきている。しかしこれまで確認してきたように、ポピュリズムが短命を運命づけられていくならば、そのたびに期待は裏切られ、不安定な政治が繰り返されていくことになるであろう。それは、政治不信をより大きなものへとしていくことにつながる。「民意」を代表する方法についての方法は、そのときどきの政治状況のなかで、どういう代表形態、表現形態がふさわしいのかを発見していかなければならない。現在の政治不信は、まづもって政党や議会への不信という形で現れたが、他方でそうした不信ゆえに生まれるポピュリズム型指導者への期待と、そのあとに訪れることの多い失望とによってもまた増幅されている。それだけ「代表」という行為は難しく、代表者への信頼確保は至難の業なのである。

「代表制民主主義の歴史はたえず危機の歴史であった」<sup>51</sup>。宇野重規はそう述べて、代議制民主主義が辿った三つの危機の時期に焦点をあてて、代議制民主主義の両義性とそれに伴う脆弱さを浮き彫りにして

いる。しかし宇野がその結論として導くのは、代議制民主主義のしたたかさである。

その抱える両義性や脆弱性にもかかわらず、代表制民主主義は第二次大戦後も、新たな社会変動にともかくも対応し、民主主義の唯一の可能形態として自らを正当化しつづけることに成功した。ある意味で、逆説的ではあるが、代表制民主主義の両義性や脆弱性は、その強みであったのかもしれない。というのも、代議制民主主義は、つねにある種のあいまいさをかかえているがゆえに、つねにそれがおかれた社会的状況に依存する部分が大きく、またその変化に応じて変化せざるをえなかったが、このことが代表制民主主義のある意味の柔軟性、あるいは柔構造を生み出したといえるからである。<sup>52</sup>

確かに代表制民主主義は二つの世界大戦を生き延び、全世界に普及した。それだけ状況への対応力や柔軟性があり、強みがあったからであるろう。とはいえ、今後あらゆる危機に対して存続可能であるとは言えない。代議制民主主義は現在どのような危機に直面しているであろうか。政治不信がどのような政治的・社会的背景から生じているかを検討するなかで、代議制民主主義に対する不信の内容を明確にし、引き続きこの問題を考察していきたい。

注

- (1) <http://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp> 電通総研日本リサーチセンター『世界主要価値観データブック』(同友館、二〇〇八年)、二五―二七頁、ならびに、中郵章、「はじめに」『政治学年報二〇一〇―一』『政治行政への信頼と不信』(木鐸社、二〇一〇年)、五頁も参照。
- (2) 二〇一〇―二〇一一年の調査で、ドイツ、日本、アメリカ、韓国の四カ国についてみると、政府を「信頼しない」がそれぞれ、五四・〇%(七三・九%)、六四・三%(六四・七%)、六五・三%(五九・四%)、五〇・三%(五三・八%)とすべて、「信頼する」を上回っている。また、国会(議会)に対しては、それぞれの国で「信頼しない」が、五三・八%(七五・二%)、六七・〇%(七〇・九%)、アメリカ七六・七%(七五・七%)、七四・一%(七四・三%)となり、「信頼する」を大きく上回っている。政党に対しては、七三・六%(八四・三%)、七一・六%(七五・二%)、八五・三%(八一・九%)、七三・四%(七六・一%)が「信頼しない」と答えている。なお、( )内の数字は、二〇〇五―一九年の調査の数値である。
- (3) 吉田徹、『ポピュリズムを考える―民主主義への再入門』(NHK出版、二〇一一年)、一一二頁。
- (4) 善教将大、『日本における政治への信頼と不信』(木鐸社、二〇一三年)、二六―二九頁。
- (5) Colin Hay, *Why We Hate Politics* (Polity, 2007) p.11. [リン・クイ、『政治はなぜ嫌われるか―民主主義の取り戻し方』(吉田徹訳、岩波書店、二〇一二年)、一六頁。]
- (6) Hay, op. cit. pp. 42-43. [同上書、五三―五四頁。]
- (7) 例えば、五野井郁夫、『デモ』とは何か―変貌する直接民主主義 (日本放送出版協会、二〇一二年)、一七頁。
- (8) 内閣府大臣官房政府広報室、二〇一四年一月「社会意識に関する世論調査」より。(<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-shakai/index.html>)。ただし
- この結果は、それに先立つ二回の調査結果と比較すると、「反映されている」とする者の割合は、一五・五%↓二六・六%↓三〇・七%と年々増加し、「反映されていない」する者の割合は、八一・九%↓六九・七%↓六六・四%と減少している。二〇一二年一月の「反映されていない」とする割合を示す八一・九%という数字は、一九八二年からの調査で、最も高い数字となっており、一九九四年一二月調査以来広がり定着をみせていた、日本における政治不信は少し持ち直してきているのかもしれない。ただ二〇一二年二月の発足した第一次安倍内閣は安定した政治運営を実現させたが、二〇一四年九月の改造以降、大臣の辞職など不信感を醸成するような失態もあり、またしても政治不信が広がる可能性は否定できない。実際、消費税の税率および「アベノミクス」の是非を問うての解散後の衆議院議員選挙では、投票率が五二%台と極めて低いものとなった。
- (9) 吉田徹、『感情の政治学』(講談社、二〇一四年)、二四三頁。
- (10) 善教、『日本における政治への信頼と不信』、二五頁。
- (11) 同上書、八一―八二頁。
- (12) 吉田、『感情の政治学』、二四五頁。
- (13) Pippa Norris (ed.), *Critical Citizens: Global Support for Democratic Governance* (Oxford University Press, 1999).
- (14) Pippa Norris, *Democratic Deficit* (Cambridge University Press, 2011) p. 5.
- (15) Hay, op. cit. p. 49. [クイ、六三頁。]
- (16) 善教、『日本における政治への信頼と不信』、二三九頁。
- (17) 同上書、一三五頁。
- (18) 坂本昌成、『リベラリズム/デモクラシー』【第二版】(有信堂、二〇〇四年)、一七六頁。
- (19) シュンペーターは明確に、「民主主義的装置の第一義的な目的は、選挙民に政治問題の決定権を帰属させることにあり、これに対し代表を選ぶのはむしろ第二義的なこととされる」という古典的な学説を否定し、これを逆にすべき

- つまり「決定を行うべき人々の選挙を第一義的なもの」とするべきだと主張している。J.A. シュンペーター著、中山伊知郎、東畑精一訳、『資本主義・社会主義・民主主義』（東洋経済新報社、一九六二年）、二六九―二七〇頁。
- (20) ロバート・タール、高島通敏・前田脩訳、『ポリアーキー』（岩波書店、二〇一四年）、八頁。[Polarchy: Participation and Opposition (Yale University Press, 1971)] の他 Robert A. Dahl, *Democracy and Its Critics* (Yale University Press, 1989), pp. 221-233。ロバート・タール著、中村孝文訳、『デモクラシーとは何か』[On Democracy (Yale University Press, 1998)] (岩波書店、二〇〇一年)、ロバート・A. タール著、ジャンカルロ・ポセッティ編、伊藤武訳、『タール、デモクラシーを語る』(岩波書店、二〇〇六年)、中谷義和、「タールのポリアーキー民主政論」、『立命館法学』第二五〇号(立命館大学、一九九六年六号)、一六一―一六三四頁、岡田憲治、『権利としてのデモクラシー―魅惑のロバート・タール』(勁草書房、二〇〇〇年) なども参照。
- (21) タール、『ポリアーキー』、一〇頁。
- (22) タール、『タール、デモクラシーを語る』、一六頁。
- (23) 同上書、二四頁。
- (24) しかし後述するさまざまな要因・背景によって、利益分配を行う組織や団体が力を失い、利益分配メカニズムとしての政治がうまく機能しないようになってきたのが現代である。
- (25) 小川晃一、「政治的代表的論理(二・完)」、『北大法学論叢』三九卷三号(北海道大学大学院法学研究科、一九八八年)、二五一―二六頁。
- (26) 同上、二八―二九頁。
- (27) 同上、二九頁。
- (28) 佐々木孝明、「政治不信の構造―代表制の危機―を克服するために」(日本評論社、二〇〇四年)、一五一―一六頁。
- (29) 同上書、一二頁。
- (30) 大嶽秀夫、『日本型ポピュリズム―政治への期待と幻滅』(中央公論新社、二〇〇三年)、一一一頁。
- (31) Margaret Canovan, "Trust the People I: Populism and the Two Faces of Democracy", *Political Studies*, Vol. 47 (1999), p. 3.
- (32) Paul Taggart, "Populism and the Pathology of Representative Politics", Yves Meny and Yves Surel (ed.), *Democracies and the Populist Challenge* (Palgrave, 2002), p. 69.
- (33) 島田幸典「ナショナル・ポピュリズムとリベラル・デモクラシー―比較分析と理論研究のための視角―」河原祐馬・島田幸典・玉田芳史編『移民と政治―ナショナル・ポピュリズムの国際比較』(昭和堂、二〇一一年)、三頁。
- (34) 吉田、『ポピュリズムを考える』、一八一―一九頁。
- (35) 梶原克彦、「オーストリアにおけるポピュリズム現象と民主主義―戦後政治システムの変容」島田幸典・木村幹編著『ポピュリズム・民主主義・政治指導―制度的変動期の比較政治学』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年)、一五四―一五八頁。
- (36) 畑山敏夫、『フランス極右の新展開―ナショナル・ポピュリズムと新右翼』(国際書院、一九九七年)、一三三頁。
- (37) 河原祐馬「序」河原・島田・玉田編、『移民と政治』、iii頁。
- (38) 大嶽秀夫、『ポピュリズムの比較研究に向けて』、『レヴァイアサン』四二号(木鐸社、二〇〇八年)、六頁、同『ポピュリスト石原都知事の大学改革―東京都立大学から首都大学東京へ―』、一一頁。
- (39) 山口二郎、『ポピュリズムへの反撃―現代民主主義復活の条件』(角川書店、二〇一〇年)、三七頁。
- (40) 吉田、『ポピュリズムを考える』、五五頁。
- (41) 拙論「ポピュリズムの経験―その意味と帰結を考える」、『三重大学法経論叢』二六号二巻(三重大学法律経済学会、二〇〇九年)、一一―一八頁。
- (42) 早川誠、『代表制という思想』(風行社、二〇一四年)、五二―五三頁。
- (43) 同上書、五四頁。

- (44) 同上書、五四―五五頁。
- (45) 高瀬純一、『「不利益分配」社会―個人と政治の新しい関係』(筑摩書房、二〇〇六年)。
- (46) 高瀬純一は、こうした政治を「言葉政治」と呼んでいる。「言葉」には、人々の政治認識を根底から変える力があり、その「言葉」を武器とする〈言葉政治〉こそ、不利益分配時代の政治手法として必要不可欠であると指摘する。高瀬純一、『武器としての〈言葉政治〉―不利益分配時代の政治手法』(講談社、二〇〇七年)、七一―八頁。
- (47) 森政稔、『変貌する民主主義』(筑摩書房、二〇〇八年)、一六一頁。
- (48) 早川、『代表制という思想』、五八頁。
- (49) Paul Taggart, "Populism and the Pathology of Representative Politics," Yves Meny and Yves Surel (ed.), *Democracies and the Populist Challenge* (Palgrave, 2002) pp. 99-107 を参照。
- (50) Gerry Stoker, *Why Politics Matters: Making Democracy Work* (Palgrave, 2006) pp. 13-14. シェリー・ストーカー著、山口二郎訳『政治をあきらめない理由―民主主義で世の中を変えるいくつかの方法』(岩波書店、二〇一三年)、二二―二三頁。』
- (51) 宇野重規、「代表制の政治思想史…三つの危機を中心に」『社会科学研究』五三巻二号(東京大学社会科学研究所、二〇〇一年)、五頁。
- (52) 同上、三六頁。